独立行政法人

種苗管理センター

品種保護活用相談窓口

品種保護Gメン

National Center for Seeds and Seedlings

Plant Variety Protection Adviser

品種保護活用相談窓口

新しい品種を育成して品種登録を行われた方（育成者権者）の権利の保護・活用を支援します。また、６次産業化の推進に向けた品種情報等を提供します。

あなたの登録品種が侵害にあったら・・・

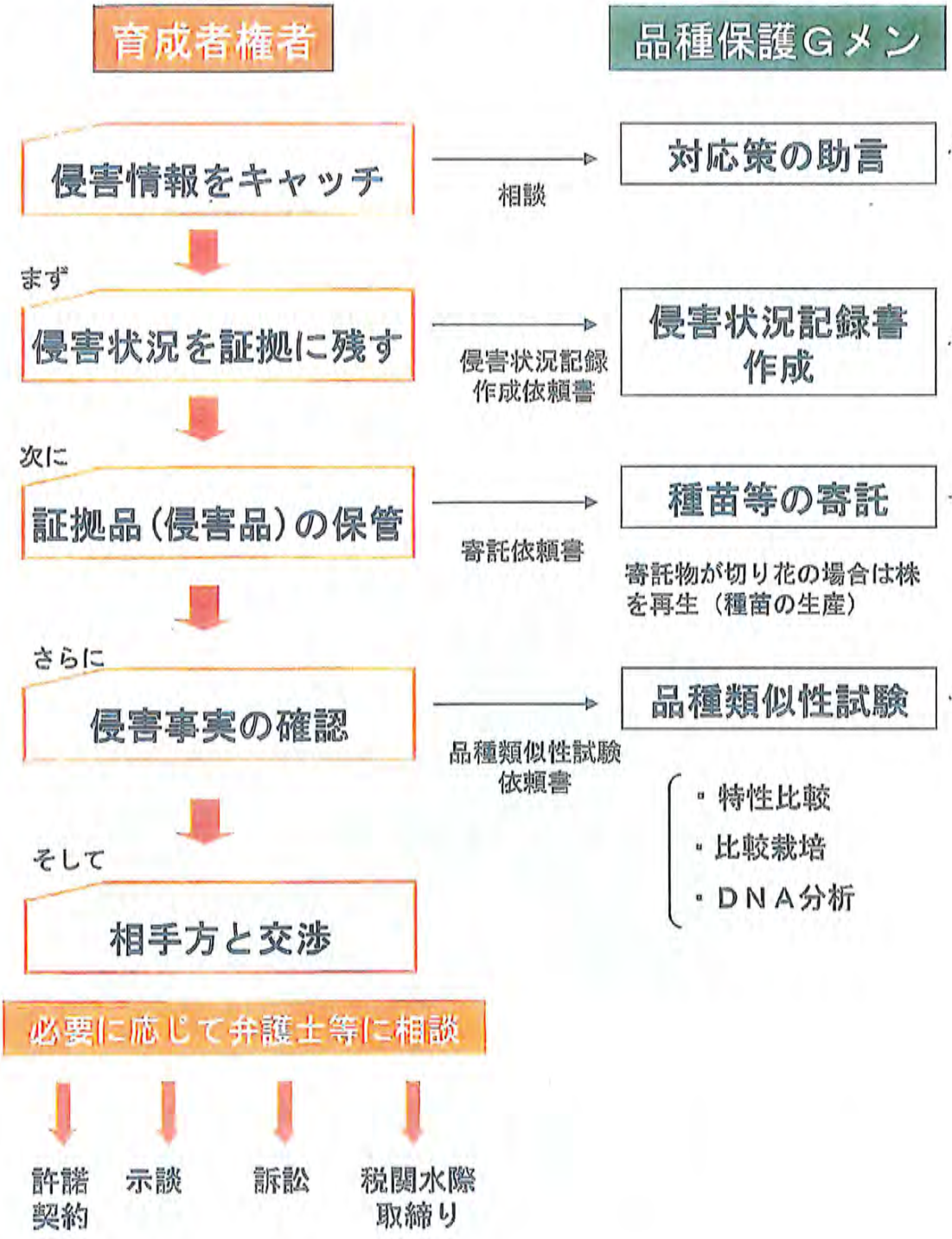

１．育成者権の保護・活用に関する相談への助言

「無断で登録品種の種苗が販売されている！」といった権利侵害に関する相談窓口が全国７ヶ所に設置されています。品種保護制度の質問や権利侵害への対抗措置についての助言などを行います。

２．育成者権侵害状況記録の作成

依頼者とともに現地（国内外）に行き、育成者権の侵害が疑われる種苗や生産物等の栽培、保管、販売等の状況を調査し、記録書を作成します。この記録書は育成者権者が権利侵害を立証する際の日時、数量、金額等を証明する証拠として役立てることができます。

記録書作成手数料 11,550円（旅費は別途）

３．証拠品保管のための種苗等の寄託

育成者権に関わる種苗、物品等の証拠品を育成者権者に代わって保管し、証拠能力の消失を防ぐための支援をします。また、寄託物が切り花の場合には挿し木等により植物体を再生し（種苗の生産）保管します。

寄託手数料 5,355円（１年間、苗の場合）

種苗の生産手数料 12,495円

４．育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施

育成者権者等からの依頼に基づいて、育成者権の侵害が疑われる品種と登録品種との比較を行う品種類似性試験を実施しています。

品種登録のための栽培試験で培った経験と技術を生かした比較試験に加え、一部の植物についてはＤＮＡ分析による品種判別も実施しています。

平成17年度以降の侵害相談の内訳（242件、平成25年3月末まで）

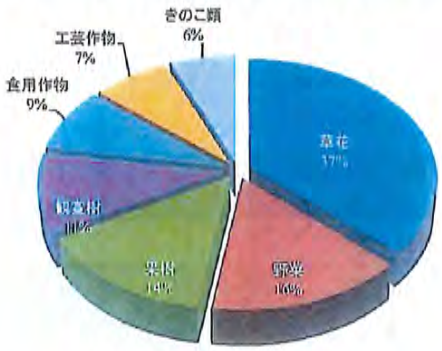

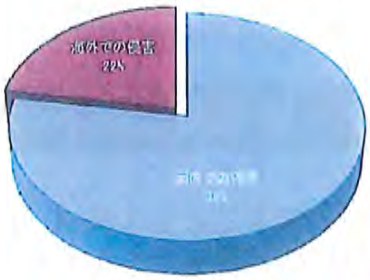

品種類似性試験の種類

試験の種類	試験の内容
特性比較 手数料 22,050円	試験依頼者から提出された疑義品種と登録品種の植物体を目視及び計測により特性を比較調査します。
比較栽培 手数料 126,000円～	試験依頼者から提出された種苗を品種登録に係る栽培試験と同一の方法で栽培しながら、特性を比較調査します。
ＤＮＡ分析 手数料 33,390円	試験依頼者から提出された植物体又は一部組織からDNAを抽出し、品種判別法として確立された技術を用いて塩基配列を比較します（イチゴ、イグサ、おうとう等の一部品種について対応可能。順次拡大する予定）。 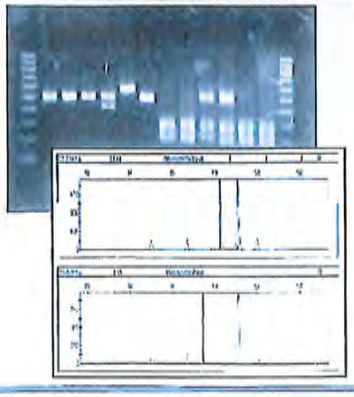

５．品種の保護・活用に関する情報の提供

育成者権の保護・新品種の活用方法、６次産業化の推進に向けた地域在来品種等の検索及び種苗の入手先や特性概要等に関する情報提供を行います。

品種登録への出願方法や権利侵害への具体的な対応方法などを記載した「登録品種権利関係マニュアル」、税関の「知的財産侵害物品の取締り」などへのリンクを掲載しています。

また、育成者権の保護、活用に関する講演も行っておりますので、品種保護Ｇメンを配置している以下の場所にお問い合わせ下さい。

(http://www.ncss.go.jp/main/gyomu/hinsyuhogo/hinsyuhogo.html)

品種保護活用相談窓口

① 本所
〒305-0852
茨城県つくば市藤本2-2
TEL:029-838-6589
FAX:029-838-6595
E-mail:hinsyu_gmen@ncss.go.jp

② 北海道中央農場
〒061-1102
北海道北広島市西の里1089
TEL:011-375-3611
FAX:011-375-3644

③ 上北農場
〒039-2717
青森県上北郡七戸町字柳平43-86
TEL:0176-68-4311
FAX:0176-68-4121

④ 八岳農場
〒391-0011
長野県茅野市玉川11401-1
TEL:0266-74-2005
FAX:0266-74-2385

⑤ 西日本農場
〒714-0054
岡山県笠岡市平成町91
TEL:0865-69-6644
FAX:0865-66-0264

⑥ 雲仙農場
〒859-1211
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊1494-35
TEL:0957-77-2100
FAX:0957-77-2154

⑦ 沖縄農場
〒905-1202
沖縄県国頭郡東村字宮城404
TEL:0980-43-2011
FAX:0980-51-2001

よ　く　あ　る　質　問

問１　登録品種が無断で増殖され、販売されている情報をつかんだ。店頭で販売している侵害品について、侵害行為の証拠を作りたい。

（答）

種苗管理センターでは品種保護Ｇメンを全国７ヶ所に配置し、このような場合に依頼者とともに侵害行為の現場に行き、入手の経路、日時、数量、金額等を客観的に記録する侵害状況記録書を作成するサービスを行っています。

なお、品種保護Ｇメンには物品の押収や調査を強制する権限はありませんので、依頼により品種保護Ｇメンが単独で農家等侵害場所を調査することは行っていません。

したがって、権利者は侵害疑義物品を商品として購入する等により入手したり、相手側が納得して同意した上で現場の調査や事情を聴取することになります。その際、品種保護Ｇメンは、権利者が侵害疑義物品を入手したり侵害状況を確認する現場に立会い、その状況を客観的に記録することによって侵害を証明する資料を作成することになります。

問２　品種類似性試験の特性比較と比較栽培との違いは。

（答）

特性比較は、依頼者が提出した品種と登録品種の植物体の特性を目視及び計測により比較調査しますので、簡易・迅速に類似性の程度について客観的資料を得ることができます。ただし、栽培条件の違いにより、特性の発現が異なる場合が多く、期待した結論が得られないことがあります。

比較栽培は、依頼者が提出した種苗を栽培試験と同一の方法で栽培し特性を比較調査しますので、信頼性の高い結論が得られます。ただし、侵害品からの植物体の再生が困難な場合があるほか、栽培適期が限られ、試験に長期間を要します。

両者はそれぞれ長所と短所がありますので、特性比較と比較栽培を組み合わせることでそれぞれの結果を有効に活用することができます。

問３　ＤＮＡ分析による品種類似性試験を依頼したい。

（答）

種苗管理センターでＤＮＡ分析が実施可能な植物（品種）は、いちご及びおうとう、白いんげんまめ、茶、ニホンナシの登録品種、いぐさ「ひのみどり」に限定されます。また、稲、白いんげんまめ、小豆、茶、いぐさ等については他の検査機関等が実施しています。

当センターのＤＮＡ分析を希望される場合は、品種類似性試験依頼書及び試料（通常、いちご及びおうとうの果実は30個、白いんげんまめの子実は30粒、いぐさの茎は30本、苗は10株）を提出してください。提出された試料から無作為に抽出したサンプルを分析します。

ただし、品種類似性試験を依頼するためには次のような条件があります。①試験を依頼する理由が育成者権の侵害に係るものでなければなりません。②試験の依頼者は育成者権者、専用利用権者又はその代理人若しくは育成者権侵害を訴えられた者又はその恐れがある者でなければなりません。